

岐阜県地域医療対策協議会設置要綱

(目的)

第1 医療法第30条の2第3第1項の規定に基づき、同条第2項に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行うため、岐阜県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- (5) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項
- (6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- (7) その他医師の確保を図るために必要な事項

(組織等)

第3 協議会は、委員40人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）
- (4) 臨床研修病院
- (5) 民間病院
- (6) 診療に関する学識経験者の団体
- (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- (8) 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (11) 地域の医療関係団体
- (12) 関係市町村
- (13) 地域住民を代表する団体

2 協議会には、座長を置く。

- 3 座長は、協議会の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(協議会の招集)

第4 協議会は、必要に応じ県が招集する。

(ワーキンググループ等)

第5 専門的事項を協議するため、協議会に、別表に定めるワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

ワーキンググループの名称
岐阜県へき地医療対策委員会
岐阜県専門医制度に関する協議会
岐阜県医師育成・確保コンソーシアム組織運営委員会
岐阜県臨床研修病院協議会

岐阜県地域医療対策協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
岐阜県地域医療対策協議会設置要綱	岐阜県地域医療対策協議会設置要綱
(目的) 第1 医療法第30条の23第1項の規定に基づき、<u>同条第2項に掲げる医療計画において定める</u>医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行うため、岐阜県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (協議事項) 第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。 <u>(1) キャリア形成プログラムに関する事項</u> <u>(2) 医師の派遣に関する事項</u> <u>(3) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域</u>に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項 <u>(4) 医師の確保を特に図るべき区域</u>に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項 <u>(5) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項</u> (6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項 (7) その他医師の確保を図るために必要な事項 (組織等) 第3 協議会は、委員40人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 特定機能病院 (2) 地域医療支援病院 (3) 公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をい、公立医療機関を含む。） (4) 臨床研修病院 (5) 民間病院 (6) 診療に関する学識経験者の団体 (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関 (8) 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人 (9) 独立行政法人国立病院機構 (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構 (11) 地域の医療関係団体 (12) 関係市町村	(目的) 第1 医療法第30条の23第1項の規定に基づき、<u>救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関し必要な事項及び</u>医師の確保を図るために必要な事項について協議を行うため、岐阜県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (協議事項) 第2 第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。 <u>(1) 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項</u> <u>(2) キャリア形成プログラムに関する事項</u> <u>(3) 医師の派遣に関する事項</u> <u>(4) キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している</u>地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項 (5) 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項 <u>(6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項</u> (7) その他医師の確保を図るために必要な事項 (組織等) 第3 協議会は、委員40人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 特定機能病院 (2) 地域医療支援病院 (3) 公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をい、公立医療機関を含む。） (4) 臨床研修病院 (5) 民間病院 (6) 診療に関する学識経験者の団体 (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関 (8) 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人 (9) 独立行政法人国立病院機構 (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構 (11) 地域の医療関係団体 (12) 関係市町村

(13) 地域住民を代表する団体 2 協議会には、座長を置く。 3 座長は、協議会の進行を行う。 <u>4 座長は、座長代理を指名することができる。</u> <u>5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。</u> (協議会の招集) 第4 ～ (雑則) 第7 略 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u>	(13) 地域住民を代表する団体 2 協議会には、座長を置く。 3 座長は、協議会の進行を行う。 (協議会の招集) 第4 ～ (雑則) 第7 略 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
---	---